

令和2年10月21日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「フグの衛生確保について」の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康  
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。  
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

(都道府県知事等あて令和2年10月12日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審  
議官通知の概要)

- 「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知)の「別表1の2 ナシフグの漁獲海域」について、漁業法改正に伴い改正を行った。

(厚生労働省ホームページ)  
安全なフグを提供しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094363.html>

↓

フグの衛生対策

↓

フグの取扱いに関する通知

[「フグの衛生確保について\(局長通知\)」\(昭和58年12月2日環乳第59号\)](#)